

第4章 資料編

1. 推計人口の算出方法（概要）

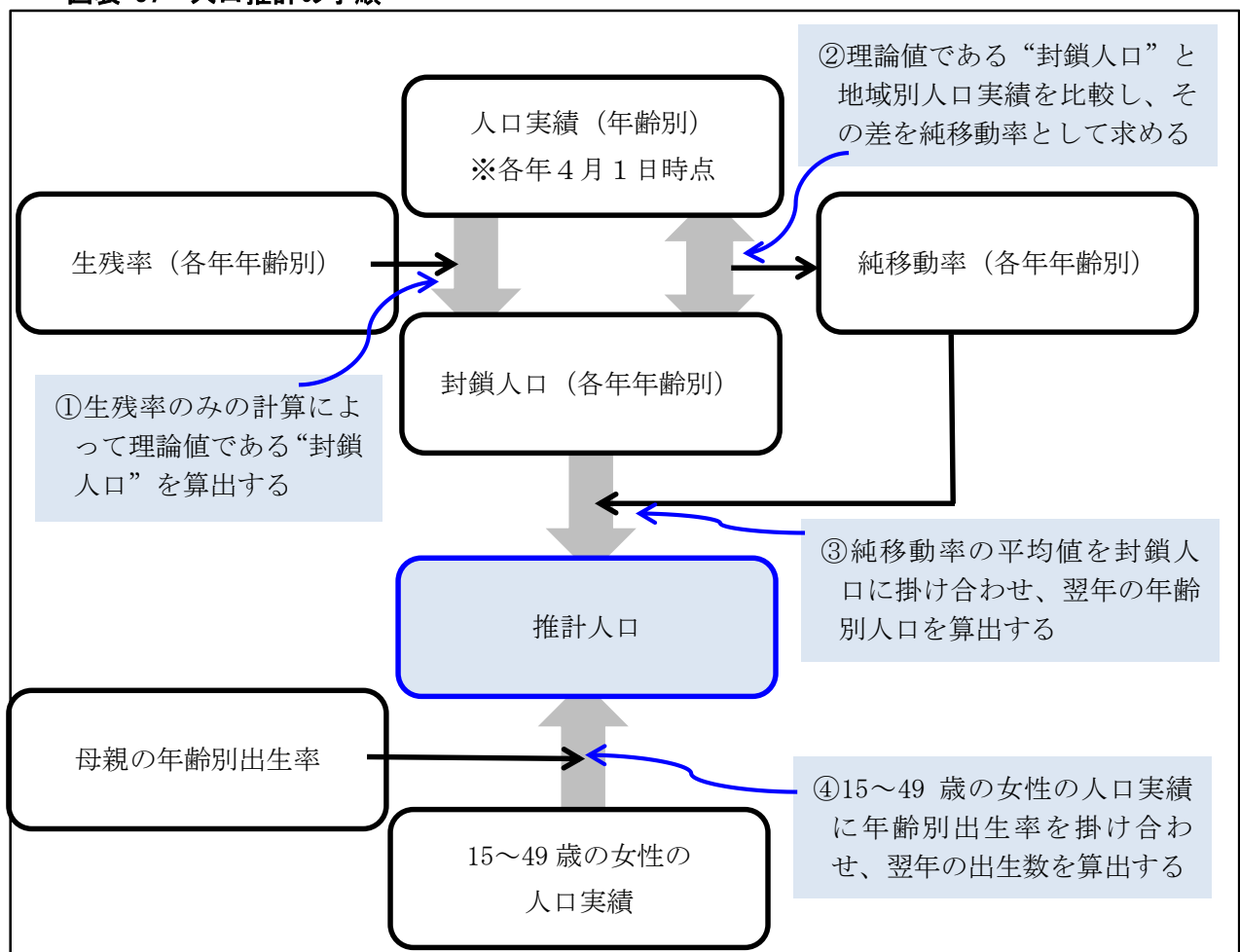
1. 人口推計の手法

計画期間内の子ども数を推計するため、本計画策定にあたっては人口推計を実施しました。人口推計で一般的に推奨される方法として「コーホート¹変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。

碧南市の人口推計は、自然増・社会増等を加味した詳細な仮定データを用いて推計する「コーホート要因法」を用いて人口推計を行うこととしました。

人口推計に利用する“年齢別生残率”、“母親の年齢別出生率”は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における仮定値（中位）を用いることとしました。

図表 57 人口推計の手順



¹ コーホート：同じ年に生まれた人々の集団

2. 計画期間内の子ども数の推計

人口推計の結果、碧南市の人口は以下のように推計されます。

図表 58 子ども数の人口推移（実績）¹

	平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
0 歳	709	695	671	651	656
1 歳	767	715	701	652	661
2 歳	788	748	723	683	643
3 歳	747	786	732	702	674
4 歳	808	736	778	728	693
5 歳	748	802	729	766	726
6 歳	789	741	793	725	758
7 歳	730	791	736	789	723
8 歳	803	720	780	736	778
9 歳	756	803	721	776	724
10 歳	776	753	801	718	765
11 歳	765	764	748	800	707
計	9,186	9,054	8,913	8,726	8,508

図表 59 子ども数の将来推計

	平成 26 年	27 年	28 年	29 年	30 年	31 年
0 歳	619	600	583	563	545	529
1 歳	657	620	601	584	564	546
2 歳	652	648	612	593	577	557
3 歳	633	641	637	602	583	568
4 歳	666	626	634	630	595	576
5 歳	687	660	620	629	625	590
6 歳	719	680	654	614	623	619
7 歳	755	717	678	651	612	621
8 歳	716	747	710	671	645	605
9 歳	774	712	743	706	667	642
10 歳	720	769	708	739	702	663
11 歳	757	713	761	701	732	696
計	8,355	8,133	7,941	7,683	7,470	7,212

¹ 各年 4 月 1 日現在

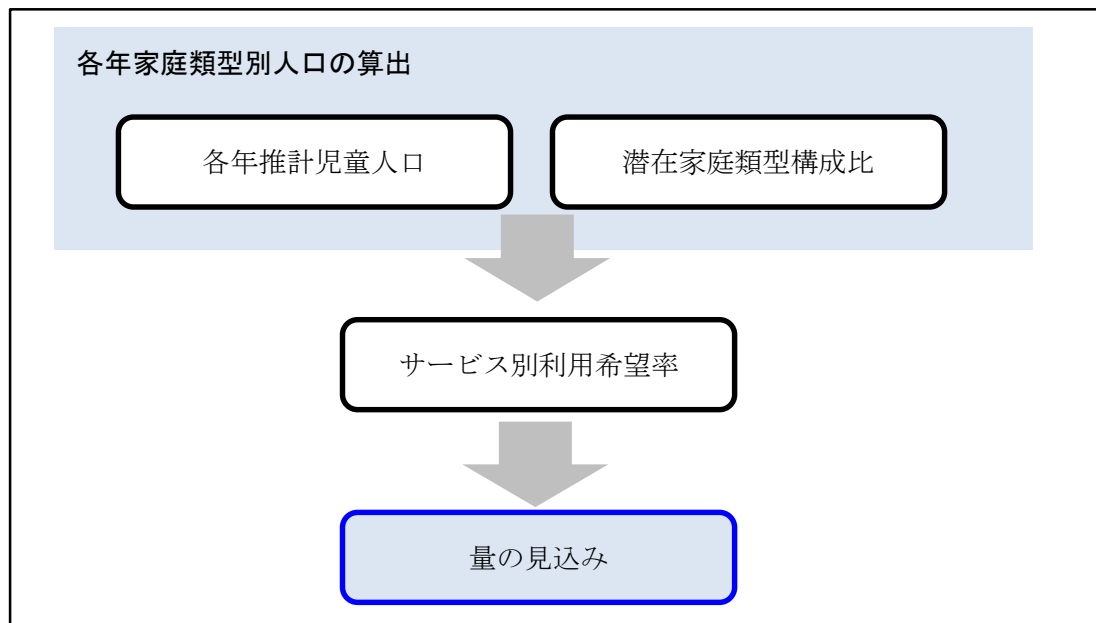
2. 量の見込みの算出方法（概要）

平成26年1月に国が示した基本指針（市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き）及びワークシートを基に、事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定しました。量の見込み算出には、「平成25年度に実施したニーズ調査結果」及び「計画期間内の推計児童人口」のデータを用いています。

量の見込み算出の基本的な手順は以下（図表60）に示すとおりですが、詳細な集計方針は内閣府HP¹の子ども・子育て支援制度に係る自治体向け情報で公表されています。

なお、国が示した指針及びワークシートは基本的な考え方と手順を示したもので、これに従うことを義務とするものではありません。碧南市においては、指針及びワークシートの結果を絶対の見込み量として捉えることなく、実情に応じて解釈し、子ども・子育て会議での検討を踏まえて見込み量を設定しています。

図表 60 量の見込み算出の基本手順概要



¹ 内閣府：<http://www.cao.go.jp/>

3. 子ども・子育て会議

1. 碧南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月29日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、碧南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長を置く。

- 2 会長は、市長が任命する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉こども部こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 碧南市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成元年碧南市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1 障害程度区分認定審査会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	月額 7,000 円
-------------	------------

2. 子ども・子育て会議委員

委員名簿

	選出団体等	肩書	氏名
1	碧南市主任児童委員部会	副部会長	中根 潮美
2	碧南市民生委員児童委員協議会	会長	杉浦 紀政
3	碧南市民間保育園長会	へきなん保育園長	水野 裕子
4	碧南市医師会	監事	板倉 尚子
5	碧南歯科医師会	副会長	水野 博史
6	碧南市小中学校校長会	新川小学校長	中根 孝明
7	碧南市小中学校幼稚園PTA連絡協議会		近藤 友香
8	碧南市保育所父母の会連絡協議会	会長	鈴木 美香
9	碧南市青少年育成推進員連絡会		大河内裕子
10	安城特別支援学校 地区別懇談会		石川 陽子
11	刈谷公共職業安定所碧南出張所	所長	杉浦 幹夫
12	一般社団法人碧南青年会議所	監事	山田 淳二
13	衣浦三水会	幹事	菅原 優
14	連合愛知 三河西地域協議会	幹事	中村 勝則
15	碧南警察署	生活安全課長	黒坂 徳弘
16	刈谷児童相談センター	センター長	野々村尚道
17	碧南市母子寡婦福祉会	副会長	加藤美保子
18	市民代表		栗並 えみ
19	市民代表		藤井 理沙

委員兼アドバイザー

20	岡崎女子大学	准教授	大岩 みちの
----	--------	-----	--------

子ども・子育て支援事業計画

碧南市

平成 27 年 3 月

碧南市 福祉こども部 こども課

愛知県碧南市松本町 2 8

TEL : 0566-41-3311 FAX : 0566-48-2940